

掛川市下水道事業管理告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和4年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 委託した収納の事務

- (1) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の規定に基づく公共下水道の使用料の収納事務
- (2) 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の規定に基づく農業集落排水処理施設の使用料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで